

分科会及び部会等における審議状況について

資料 3 - 1	労働基準局関係	1
資料 3 - 2	職業安定局関係	2 5
資料 3 - 3	職業能力開発局関係	4 9
資料 3 - 4	雇用均等・児童家庭局関係	6 5

労働基準局関係

労働基準局所管の分科会等の審議状況

(平成28年3月25日以降)

○ 一億総活躍国民会議における議論の概要等についての報告（労働条件分科会）【別紙1】

①第5回一億総活躍国民会議（平成28年1月22日）及び第6回一億総活躍国民会議（平成28年3月25日）において、それぞれ議論された「同一労働同一賃金」及び「長時間労働の是正」についての概要等の報告、②「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」の報告書（平成28年4月11日付け）の報告等を行ったもの。

○ 石綿による健康被害の救済に関する法律の施行状況について（報告）（労働条件分科会労災保険部会）【別紙2】

石綿による健康被害の救済に関する法律について、平成23年改正法による改正後の施行状況の報告等を行ったもの。

○ 航空法の一部改正に伴う特別加入に係る指定農業機械の範囲を定めた告示改正について（報告）（労働条件分科会労災保険部会）【別紙3】

特別加入に係る指定農業機械の範囲を定めた告示について、航空法の一部を改正する法律の施行（平成27年12月）に伴う所要の改正を行ったことの報告等を行ったもの。

○ 平成28年度労災診療費の改定について（報告）（労働条件分科会労災保険部会）【別紙4】

労災診療費について、平成27年12月25日の健康保険診療報酬改定に伴う、所要の改定を行ったことの報告等を行ったもの。

○ 社会復帰促進等事業に係る平成27年度成果目標の実績評価及び平成28年度成果目標等について（報告）（労働条件分科会労災保険部会）【別紙5】

社会復帰促進等事業に係る平成27年度成果目標の実績評価及び平成28年度成果目標等について、平成28年7月12日に行った「社会復帰促進等事業に関する検討会」における検討結果を踏まえ、報告等を行ったもの。

○ 2015年度の目標における評価について【別紙6】

労働条件分科会及び安全衛生分科会の2015年度の目標について、別紙のとおり評価した。

【参考】 分科会等開催実績

- ・ 労働条件分科会 4/18
- ・ 労働条件分科会労災保険部会 7/29

○平成28年1月22日 安倍内閣総理大臣施政方針演説（抄）

正社員化や処遇改善を進める事業者へのキャリアアップ助成金を拡充します。契約社員でも、原則一年以上働いていれば、育児休業や介護休業を取得できるようにします。更に、本年取りまとめる『ニッポン一億総活躍プラン』では、同一労働同一賃金の実現に踏み込む考えであります。

○平成28年2月23日 第5回一億総活躍国民会議総理発言（抜粋）

本日は、働き方改革について議論を行いました。子育て世代や若者も、そして高齢者も、女性も男性も、難病や障害のある方々も、誰もが活躍できる環境づくりを進めるためには、働き方改革の実行が不可欠であります。

第一に、同一労働同一賃金の実現です。多様で柔軟な働き方の選択を広げるためには、非正規雇用で働く方の待遇改善は待ったなしの重要課題であります。

本日は榊原会長からも大変心強い御発言がございましたが、同時に我が国の雇用慣行についても御意見がございました。また三村会頭からも御意見がございましたが、そうした我が国の雇用慣行には十分に留意しつつ、同時に躊躇なく法改正の準備を進めます。あわせて、どのような賃金差が正当でないか認められるかについては、政府としても、早期にガイドラインを制定し、事例を示してまいります。

このため、法律家などからなる専門的検討の場を立ち上げ、欧州での法律の運用実態の把握等を進めてまいります。厚生労働省と内閣官房で協力して準備を進めていただきたいと思います。

できない理由はいくらでも挙げることができます。大切なことは、どうやったら実現できるかであり、ここに、意識を集中いただきたいと思います。

＜塩崎厚生労働大臣＞

長時間労働の是正については、まずは労働基準法改正法案を成立させ、①割増賃金の引上げ、②労働時間の客観的な把握、③勤務間インターバルなど企業の自主的な取組の促進に取り組んでまいりたいが、執行面でもやれることはやるという視点で、

- ・ 現在の「月100時間超」の残業がある全ての事業場としている重点監督の対象を更に拡大する
 - ・ 現在の東京・大阪の2カ所(か)の監督・捜査体制を更に強化する
- 等の執行強化策を検討してまいります。

＜安倍内閣総理大臣＞

第一に、長時間労働の是正であります。長時間労働は、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や女性の活躍を阻む原因となっています。(中略)ここは、正に我々が更に背中を押していくことが大切であるうと思えます。

まず、法規制の執行を早急に強化をします。時間外労働を労使で合意する、いわゆる36協定において、健康確保に望ましくない長い労働時間を設定した事業者に対しては、指導強化を図ります。また、関係省庁が連携して、下請などの取引条件にも踏み込んで長時間労働を是正する仕組みを作ります。これらの執行強化について、厚生労働大臣におかれては、経済産業大臣、加藤大臣の協力の下、具体策を早急に取りまとめ、直ちに実行に移していただくよう、お願いをいたします。

労働基準法の改正につきまして、多様な議論がありました。これについては、現在提出中の労働基準法改正法案に加えて、36協定における時間外労働規制の在り方について再検討を行うこととします。

「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」 報告書について

検討会設置の背景

「『日本再興戦略』改訂2015」において、配偶者手当について「官の見直しの検討とあわせ、労使に対しその在り方の検討を促す」とされたことを受け、労使による配偶者手当の在り方の検討を促すため、労働基準局長の下、学識経験者による「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」を平成27年12月に設置し、年度末にかけて3回開催した。

<開催日> 第1回 平成27年12月15日、第2回 平成28年2月18日、第3回 平成28年3月29日

検討会の目的

- 就業調整につながる配偶者手当の在り方についての考え方を明らかにすること。
- 配偶者手当の見直しを実施した企業事例や円滑な見直しに当たったの留意点（労働契約法、判例等のポイント、円滑な見直しのためのノウハウ）を示すこと。

「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」 参加者

◎ 阿部	正浩	中央大学経済学部教授
安藤	至大	日本大学総合科学研究所准教授
戎野	淑子	立正大学経済学部教授
大嶋	寧子	みずほ総合研究所主任研究員
神吉	知郁子	立教大学法学部国際ビジネス法学科准教授
守島	基博	一橋大学大学院商学研究科教授
山川	隆一	東京大学大学院法学政治学研究科教授 (50音順、◎は座長)

<配偶者手当の在り方>

配偶者手当は、家事・育児に専念する妻と仕事に専念する夫といった夫婦間の性別役割分業が一般的であった高度経済成長期に日本的雇用慣行と相まって定着してきた制度であるが、女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化している中、税制・社会保障制度とともに、就業調整の要因となっている。

今後労働力人口が減少していくことが予想され、働く意欲のあるすべての人がその能力を十分に発揮できる社会の形成が必要となっている中、パートタイム労働で働く配偶者の就業調整につながる配偶者手当（配偶者の収入要件がある配偶者手当）については、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれる。

<労使による企業の実情を踏まえた検討>

労使においては、「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組（平成26年12月16日合意）」に基づき、個々の企業の実情（共働き、単身者の増加や生涯未婚率の上昇等企業内の従業員構成の変化や企業を取り巻く環境の変化等）も踏まえて、真摯な話し合いを進めることが期待される。

<配偶者手当の見直しに当たったの留意点>

配偶者手当を含めた賃金制度の円滑な見直しに当たっては、労働契約法、判例等に加え、企業事例等を踏まえ、以下に留意する必要がある。

- ① 二一ズの把握など従業員の納得性を高める取組
- ② 労使の丁寧な話し合い・合意
- ③ 賃金原資総額の維持
- ④ 必要な経過措置
- ⑤ 決定後の新制度についての丁寧な説明。

石綿による健康被害の救済に関する法律の施行状況について

【石綿健康被害救済法の概要】

- 石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図るもの。
- 石綿取り扱い工場の近隣住民など労災保険の対象とならない石綿健康被害者を対象とした「救済給付」と石綿による疾病で死亡した労働者等の遺族で労災保険の遺族補償給付の請求権を時効により失った者を対象とした「特別遺族給付金」がある。
- 環境省と厚生労働省が共管しており、「救済給付」は環境省所管の独立行政法人環境再生保全機構が、「特別遺族給付金」は厚生労働大臣が支給する。

【経緯】

- 平成17年7月29日 第一回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合
- 平成17年12月27日 第五回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合
 - 石綿健康被害救済法を平成18年通常国会に提出する方針決定
- 平成18年2月10日 石綿健康被害救済法（閣法） 公布
- 平成18年3月27日 施行（附則において施行後5年以内の検討規定）
- 平成23年8月30日 石綿健康被害救済法の一部を改正する法律（議員立法） 公布
 - 附則において施行後5年以内の検討規定
- 平成28年4月20日～中央環境審議会環境保健部会に設置された石綿健康被害救済小委員会（施行後5年以内の検討規定に基づき見直しを議論）
- 平成28年8月30日 平成23年改正法施行後5年

特別遺族給付金の概要

- 石綿による疾病については、潜伏期間が長いこと、アスベストと疾病の関連性に医者も本人も気づきにくいこと等により、労災保険に係る補償に申請の機会を逸し、時効により権利を失っている者が存在していることに鑑み、創設したものの。
- 平成28年3月26日までに石綿による疾病で死亡した労働者（労災特別加入者を含む）の遺族で労災保険の遺族補償給付の請求権を時効（死亡日の翌日から5年）により失った者を対象とする。
- 対象者には、特別遺族年金（遺族の人数に応じて年間240万円から330万円）又は特別遺族一時金（1200万円）を支給する。請求期限は平成34年3月27日。

H18.3.27

H28.3.26

5年（労災保険請求）

①

支給事由発生

時効

5年（労災保険請求）

②

支給事由発生

時効

5年（労災保険請求）

③

支給事由発生

時効

①・②のケースは、平成34年3月27日まで特別遺族給付金を請求することが可能。

③のケースは、死亡日が平成28年3月26日後であるため、特別遺族給付金の対象とはならない（時効期間内であれば、労災保険の請求は可能）。

厚生労働省における石綿関連疾患に関する補償制度の取組み

労災保険給付及び特別遺族給付金の請求に関する周知等

《公表による周知の実施》

- ・ 労災請求・決定状況の公表(速報値:毎年6月～7月、確定値:毎年11月～12月)
- ・ 労災認定等事業場の公表(毎年11月～12月) 等

《請求勧奨の実施》

- ・ 上記労災認定等事業場に対し、離職労働者等に係る労災保険制度等の周知及び請求勧奨の要請の実施(毎年12月～1月)
- ・ 全国の法務局などに保管している死亡届を基に中皮腫により亡くなった方(平成7年～17年)を把握し、労災請求などがなされていないご遺族に対する請求勧奨の実施(平成23年度、24年度)
- ・ 労災指定医療機関や市町村等に対し労災保険制度等に関するパンフレットを配付するほか、がん診療連携拠点病院等を通じての請求勧奨の実施 等

	労災保険法に基づく保険給付の石綿による支給決定件数 ¹⁾	石綿救済法に基づく特別遺族給付金に関する支給決定件数(厚労省部分) ²⁾	石綿救済法に基づく救済給付に関する認定決定件数(環境省部分) ³⁾
平成23年度	1,105	39	777
平成24年度	1,083	167	1,138
平成25年度	1,084	24	824
平成26年度	1,080	20	699
平成27年度 ⁴⁾	1,032	20	815

1) 「平成27年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(速報値)」表1及び表1-2より作成。

2) 「平成27年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(速報値)」表3より作成。

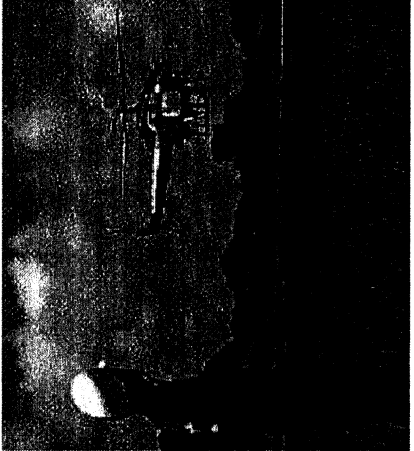
3) 「平成26年度 石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料」表5より作成。

4) 平成27年度の数値については、いずれも速報値である。

航空法の一部改正に伴う特別加入に係る指定農業機械の範囲を定めた告示改正について

○改正の背景・経緯

- ・ 労災保険の特別加入制度のうち、農作業従事者が特定の農業機械を使用する場合の農業機械の範囲については、昭和40年労働省告示第46号（労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十八第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類）において定められている。
- ・ 農薬の空中散布等の作業に用いる産業用無人ヘリコプターの利用増加、政府による普及促進に伴い、産業用無人ヘリコプターによる事故が増加するおそれがあるため、平成27年3月に指定農業機械に「回転翼航空機であつて構造上人が乗ることができないもの」を追加。
- ・ 平成27年9月に成立した航空法の一部を改正する法律において、回転翼航空機を含む飛行機、滑空機、飛行船であつて構造上人が乗ることができないものが「無人航空機」と定義されたことに伴い、本件告示においても同様に規定。



農林水産省提供資料より

○改正の内容

旧規定	新規定
<p>○労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十八第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類を定める件(昭和40年労働省告示第46号)抄 一～三 (略) 四 回転翼航空機であつて構造上人が乗ることができないもの(農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。)</p>	<p>○労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十八第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類を定める件(昭和40年労働省告示第46号)抄 一～三 (略) 四 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三条第二十二項に規定する無人航空機(農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。)</p>

公布日等：平成28年6月15日公布（同日適用）

参照条文

○労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)抄第三十三条 次の各号に掲げる者(第二号、第四号及び第五号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。)の業務災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。

- 一 四 (略)
- 五 厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者
- 六・七 (略)

○労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)抄

第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

- 一 農業(畜産及び養蚕の事業を含む。)における次に掲げる作業
 - イ (略)
 - ロ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、厚生労働大臣が定める種類の機械を使用するもの
- 二 五 (略)

○労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十八第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類を定める件(昭和40年労働省告示第46号)

労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)第四十六条の十八第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める機械の種類を次のとおり定め、昭和四十年十一月一日から適用する。

- 一 動力耕うん機その他の農業用トラクター(耕うん

ん整地用機具、栽培管理用機具、防除用機具、収穫調整用機具又は運搬用機具が連結され、又は装着されたものを含む。)

二 前号に掲げる機械以外の自走式機械で、次に掲げるもの

- イ 動力溝掘機
- ロ 自走式田植機
- ハ 自走式スピーードスプレヤーその他の自走式防除用機械
- ニ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械

ホ トラックその他の自走式運搬用機械

三 次に掲げる定置式機械又は携帯式機械

- イ 動力揚水機
- ロ 動力草刈機
- ハ 動力カッター
- ニ 動力摘採機
- ホ 動力脱穀機
- ヘ 動力剪定機
- ト 動力剪枝機
- チ チェーンソー
- リ 単軌条式運搬機
- ヌ コンベヤー

四 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十条第三十二項に規定する無人航空機(農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。)

平成 28 年度労災診療費の改定について

1 概要

平成 27 年 12 月 25 日に健康保険の診療報酬改定率が決定。

健康保険の診療報酬改定に伴う労災診療費への影響額を算出し、追加で予算要求。 (982 百万円)

(1) 労災診療費の算定は、健康保険の診療報酬点数表に原則準拠しており、今回の健康保険の診療報酬改定に伴い、労災診療費の相当部分が連動して改定。 (360 百万円)

(2) 健康保険の診療報酬改定に併せ、労災独自の項目について、労災医療の特性を考慮の上、傷病労働者の早期職場復帰の促進等の観点から見直しを行った。 (621 百万円)

2 労災診療費特掲の改定内容

(1) 「疾患別リハビリテーション料」の引上げ等

① 診療報酬改定において疾患別リハビリテーション料が引上げられたことを踏まえ、同点数を引き上げる対応。

- ・心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ) (105 点→125 点)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ) (185 点→190 点)

② 診療報酬改定に伴い、ADL 加算(※)の算定対象に「医療機関外における疾患別リハビリテーション料を算定した場合」を追加。

(※ADL 加算…ADL(日常生活動作)に関するリハビリテーションを訓練室以外で行った場合、30 点を加算。)

(2) 「救急医療管理加算(入院外)」の引上げ

救急医療体制の充実を図るため、労災独自で評価している「救急医療管理加算(入院外)」の金額を引上げ。

- ・入院外 1, 200 円→1, 250 円

(3) 「術中透視装置使用加算」の拡充

転倒等による手首の骨折が多い労災事故に対応するため、手根骨全体を加算対象とした。(220点)

(改定前)

対象部位：「大腿骨」、「下腿骨」、「踵骨」、「上腕骨」、「前腕骨」及び「舟状骨（手及び足）」

(改定後)（下線部が改定箇所）

対象部位：「大腿骨」、「下腿骨」、「踵骨」、「上腕骨」、「前腕骨」、「手根骨」及び「足の舟状骨」

(4) 「病衣貸与料」の引上げ

主に救急医療を担う医療機関が定めた病衣貸与の料金（全国平均）が病衣貸与料の点数を上回っていたことから、医療機関の経済的負担の軽減を図るため点数を引上げ。

・1日につき 7点 → 9点

(5) 「職業復帰訪問指導料」の拡充

① 算定要件の拡充及び点数の引上げ

通院治療が長期にわたる者に対して早期職業復帰を促進するため、算定要件に「入院を伴わず通院治療を3か月以上継続する者」を追加し、点数を引上げ。

・精神疾患が主たる傷病ではない場合 570点 → 580点

・精神疾患が主たる傷病である場合 760点 → 770点

② 職業復帰訪問訓練加算の新設 (400点)

復職予定の事業場において、医療従事者が被災労働者に対して特殊な器具・設備を用いた作業訓練等を行った場合に加算できる点数を新設。

労災診療費の仕組み

1 原則として健康保険に準拠

○ 労災保険における療養の給付（診察、処置、薬剤等）の範囲は、療養上相当と認められるもの、すなわち、療養の効果が医学上一般的に認められるものであるものとされている。

➡ 健康保険の保険給付に準拠

2 労災保険独自の取扱い（労災特掲項目の設定等）

労災保険における療養の給付は、健康保険の保険給付に準拠しつつも、労災保険制度の趣旨、目的の下、労災医療の特殊性等を考慮する必要がある診療行為について、次のような観点から独自の措置を講じている。

○ 労災診療の特殊性等を考慮した点数の評価

診療担当医師には、労災診療上、次のような判断が求められる。

- ・労災保険では、患者が業務上の災害であるか確認が求められること
- ・労災保険で療養継続中の者については治療効果の確認が求められ、治療効果が認められない場合には症状固定（治ゆ）の判断が求められること

○ 労働災害による傷病の複雑さ等を考慮した独自項目の設定、評価

- ・労働災害では、工場などでの四肢に係る重度の創傷が多い
- ・創面が広範囲に汚染され、それが深部にわたる 等

○ 被災労働者の早期職場復帰に資する独自項目の設定、評価

- ・被災労働者の労働能力の回復、早期職場復帰が目的

労災特掲項目の具体例

診療単価は1点12円
（健保は1点10円）

四肢の傷病に係る手術等の加算 等

リハビリテーションに対する評価の充実、
職場復帰支援・療養指導料 等

社会復帰促進等事業に関する平成27年度成果目標の実績評価
及び平成28年度成果目標(案)(概要)

1 平成27年度成果目標に対する実績評価

○ 27年度成果目標に対する実績評価の対象事業 88事業のうち、その評価結果に基づき、事業の必要性、効率化、合理化等の観点から、28年度において事業を見直す等の必要があることが判明した事業は、実績を集計中である事業や、今後評価を行う事業を除き、既に措置を講じた事業を含め、合計で 16事業 (18.2%) であった。

○ 評価類型

(1) A 目標を達成した事業 54事業 (61.4%)

うち 引き続き、施策を継続することとした事業 50事業

既に、27年度限りで廃止・統合した事業 4事業

(2) B 予算額(又は手法等)を見直す必要がある事業 14事業 (15.9%)

うち 予算額(又は手法等)の見直しを行い、平成28年度も継続することとした事業 14事業

(3) C アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要な事業 2事業 (2.3%)

うち 事業の見直しを行い平成28年度も継続することとした事業 1事業

(4) 事業廃止後の行政経費のみ計上する事業 1事業 (1.1%)

(5) 実績を集計中である事業や、独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえて厚生労働大臣が評価を行うため、今後評価を行う事業 18事業 (20.5%)

(6) 他の事業に統合された事業 2事業 (2.3%)

2 平成28年度成果目標

(1) 目標管理事業総数 88事業

(2) 平成28年度新規事業 4事業

(3) 平成28年度重点目標管理事業 25事業

(4) 事業廃止後の行政経費のみ計上する事業 1事業

事業評価の過去5年間の推移

28年度事業番号	事業名	27年度事業評価	26年度事業評価	25年度事業評価	24年度事業評価	23年度事業評価	備考
1	外科後処置費	A	A	A	A	A	
2	義肢等補装具支給経費	A	A	A	A	A	
3	特殊疾病アフターケア実施費	A	A	A	A	A	
4	社会復帰特別対策援護経費	A	A	A	A	A	
5	障害者職業能力開発校施設整備費	次回	B	B	B	A	
6	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	A	A	A	A	A	
7-1	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (労災病院の運営)	次回	C	A	A	A	
7-2	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (医療リハビリテーションセンターの運営)	次回	C	A	A	A	
7-3	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (総合せき損センターの運営)	次回	A	A	A	A	
7-4	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (労災リハビリテーション作業所の運営)	次回	A	A	A	A	
7-5	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (産業殉職者慰霊事業)	次回	A	A	A	A	
-	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (産業保健推進センターの利用促進事業)	-	-	A	A	A	平成26年度より 事業番号33に統合
7-6	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (治療就労両立支援センターの運営)	次回	A	A	A	A	
7-7	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費)	次回	A	A	A	A	
7-8	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (化学物質の有害性調査等事業)	次回	A	A	A	A	
8	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	次回	A	A	A	A	
9	労災疾病対策臨床研究調査補助金事業	A	A	-	-	-	
-	長期にわたる療養が必要な労働者のための復職等支援	A	-	-	-	-	平成27年度限りの事業
10	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	A	A	A	A	A	
11	労災就労保育援護経費	A	A	A	A	A	
12	労災就学援護経費	A	A	A	A	A	
13	社会復帰相談員等設置費 (旧「労災保険相談員等設置費」)	A	A	A	A	B	
14	労災ケアサポート事業経費	A	C	A	A	A	
15	休業補償特別援護経費	A	A	A	A	A	
16	長期家族介護者に対する援護経費	C	C	C	A	A	
17	労災特別介護施設設置費	A	C	C	A	B	

28年度事業番号	事業名	27年度事業評価	26年度事業評価	25年度事業評価	24年度事業評価	23年度事業評価	備考
18	労災特別介護看護経費	B	B	A	A	A	
19	労災診療被災労働者看護事業補助事業費	A	A	A	A	A	
20	労災看護金等経費	A	A	A	A	A	
21	過労死等看護事業実施経費	-	-	-	-	-	平成28年度新規
-	石綿関連疾病診断技術研修事業	A	A	A	A	A	平成28年度から事務費「石綿関連疾患診断技術普及事業」に組替
-	石綿確定診断等事業	A	A	A	A	A	平成28年度から事務費「石綿関連疾患診断技術普及事業」に組替
22	労働安全衛生等事務費	A	A	A	A	A	
23	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	A	A	-	-	-	
-	労働災害減少のための安全装置等の開発に関する調査研究	C	B	-	-	-	平成27年度で廃止
-	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業 (あんぜんプロジェクト推進事業)	-	A	A	A	-	
-	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業 (災害事例の労働災害防止活動への活用促進事業)	-	A	A	A	C	
-	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業 (危険性・有害性等の調査等普及促進事業)	-	A	A	A	A	
24-1	安全衛生啓発指導等経費	B	A	A	A	A	
24-2	安全衛生啓発指導等経費 (技能講習修了証明書発行等一元管理事業)	A	A	A	C	A	
24-3	安全衛生啓発指導等経費 (職場の安全衛生情報の周知・意識啓発事業)	A	-	-	-	-	
25	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	A	A	C	C	A	
26-1	職業病予防対策の推進 (東電福島福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理対策等)	A	A	A	A	A	
26-2	職業病予防対策の推進 (原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導)	A	B	B	-	-	
26-3	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信の強化)	A	A	-	-	-	
26-4	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の施設内の緊急医療体制強化への支援)	B	-	-	-	-	
26-5	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の廃炉等作業における被ばく線量低減対策の強化)(新規)	-	-	-	-	-	平成28年度新規
27	じん肺等対策事業	A	A	A	B	B	
-	地域産業保健事業	-	-	A	A	C	
-	外部専門機関の整備・育成等事業	-	-	A	A	A	
28	職場における受動喫煙対策事業	B	A	A	C	B	
29	新規化学物質の有害性調査試験	A	A	A	A	A	
30	職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備	A	A	A	A	C	

28年度事業番号	事業名	27年度事業評価	26年度事業評価	25年度事業評価	24年度事業評価	23年度事業評価	備考
31	石綿障害防止総合相談員等設置経費	A	A	A	A	C	
32	労働衛生指導医設置経費	A	A	A	A	A	
33	産業保健活動総合支援事業	次回	A	—	—	—	
34	長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費	A	A	A	A	A	
35	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化	A	B	—	—	—	
36	過労死等防止対策推進経費	B	—	—	—	—	
37	メンタルヘルス対策等事業	A	A	A	A	A	
38	治療と職業生活の両立等の支援対策事業	B	A	A	—	—	
39	新規起業事業場対策 (旧「新規起業事業場就業環境整備事業」)	A	A	A	A	A	
40	働きやすい職場環境形成事業	B	A	A	A	A	
41	建設業等における労働災害防止対策費	B	A	A	A	B	
42	荷役作業における労働災害防止対策経費	B	A	A	A	A	
43	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	A	A	A	A	A	
44	機械等の災害防止対策費	A	A	A	A	A	
45	特別安全衛生指導等経費	A	A	A	A	A	
46	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	A	A	A	A	A	
47	自主点検方式による特別監督指導の機能強化	A	A	A	A	A	
—	「労災かくし」の排除のための対策の推進	A	A	A	A	A	平成28年度から、一部を46に統合、一部を事務費に組替
48	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	A	A	A	A	B	
49	未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進のための経費	B	—	—	—	—	
50	家内労働安全衛生管理費	A	A	A	B	B	
51	女性労働者健康管理等対策費	A	A	A	A	A	
52	外国人技能実習機構に対する交付金(新規)	—	—	—	—	—	平成28年度新規
53	労働条件・安全衛生確保関係相談業務の外部委託化経費(新規)	—	—	—	—	—	平成28年度新規
54	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費	次回	C	C	A	C	
55	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	次回	A	A	A	A	
56	労働災害防止対策費補助金経費	A	A	A	A	C	

28年度事業番号	事業名	27年度事業評価	26年度事業評価	25年度事業評価	24年度事業評価	23年度事業評価	備考
57	産業医学振興経費	B	A	A	A	B	
58	第三次産業労働災害防止対策支援事業	B	A	B	—	—	
59	安全衛生施設整備費	A	A	A	A	A	
60	雇用均等指導員(均等担当)の設置	A	A	A	—	—	
61	女性就業支援全国展開事業	A	A	A	A	B	
62	短時間労働者健康管理啓発指導経費	A	A	A	A	A	
—	短時間労働者均等待遇推進事業費	—	—	—	B	B	
63	就労条件総合調査費	A	A	A	A	A	
64	雇用均等行政情報化推進経費	A	C	A	A	A	
—	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	次回	A	A	A	A	平成28年度から事業番号8へ統合
65	未払賃金立替私事務実施費	次回	A	A	A	A	
66-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し)	B	B	C	B	B	
66-2	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及促進等対策)	B	B	B	A	C	
66-3	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(医療労働者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組)	A	A	A	B	—	
67	中小企業退職金共済事業経費	次回	A	C	C	A	
68	勤労者財産形成促進事業に必要な経費	—	—	—	—	—	平成26年度までの経過措置(平成27年度は行政経費のみ計上)
69	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	次回	A	A	A	A	
70	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	次回	A	A	A	A	
71	個別労働紛争対策費	A	A	A	A	A	
72	雇用労働相談センター設置・運営経費	A	B	—	—	—	

2015年度 各分科会における目標の評価について

(労働条件分科会において設定された目標の動向)

- 年次有給休暇取得率 (2020年目標: 70%)
2015年調査(調査対象は2014年)では、年次有給休暇取得率は47.6%となり、前回調査(48.8%)から1.2ポイント減少した。

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (2020年目標: 5%)
2015年調査では、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は8.2%となり、前回調査(8.5%)から0.3ポイント減少した。

年次有給休暇の取得促進策・長時間労働抑制策として、労働政策審議会労働条件分科会において「労働時間法制等の在り方について(報告)」及び答申を得た「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」に基づき、

- ・ 使用者に対する年5日間の年次有給休暇の時季指定の義務付け
- ・ 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し

等を内容とする「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出し、現在継続審議となっている。

(安全衛生分科会において設定された目標の動向)

- 平成 25 年度から 5 か年計画として取り組んでいる第 12 次労働災害防止計画（12 次防）においては、「平成 29 年までに平成 24 年比で労働災害による死亡者数、休業 4 日以上の死傷者数をそれぞれ 15%以上減少させる」という目標を掲げている。

- 平成 27 年の労働災害による死亡者数、休業 4 日以上の死傷者数は、それぞれ以下のとおりとなっている。
 - ・死亡者数については、平成 27 年は 972 人となっており、平成 24 年（1,093 人）と比べて、11.1%の減少。
 - ・休業 4 日以上の死傷者数については、平成 27 年は 116,311 人となっており、平成 24 年（119,576 人）と比べて、2.7%の減少。※死亡者数は死亡災害報告、休業 4 日以上の死傷者数は労働者死傷病報告より作成したものの（いずれも暦年集計。）。

- 平成 28 年度は、転倒災害、交通労働災害や非正規雇用労働者対策などの業種横断的な対策に取り組むとともに、墜落・転落災害やはさまれ・巻き込まれ災害などの重篤度の高い災害にも着目しつつ、12 次防の重点業種である製造業、建設業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店を中心とした労働災害防止のための事業場の指導に取り組んでいる。

- 12 次防の達成に向けて、各労働局においても、労働災害の発生状況を随時分析し、対策の進行管理を的確に行うとともに、増加傾向が見られる業種については必要に応じ平成 28 年度、29 年度の 2 か年の取組についての計画を作成する等による計画的な取組を行うこととしている。

